

三重県公報

第八千七百九十号

昭和三十五年 三月 一日

火 曜 日

目 次

規則	昭和学习規則の一部を改正する規則	一
規則	三重県立農業経営伝習農場規則の一部を改正する規則	四
告示	村の区域内の字の区域の変更	六
	生活保護法による指定医療機関の名称等変更	七
	昭和三十五年度農業経営伝習農場長期講習生及び研究生募集	八
	豚コレラ予防注射実施	二
	肝てつ検査及び投薬実施	三
	公有水面埋立しゅん工認可	一三
選管告示	地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに三分の一の数	一四
	地方自治法の規定による三重県議会議員選挙の各選挙	一四

数	選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四
数	漁業法の規定による各海区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一五
公告	土地改良区役員の退任	一五
お知らせ	簡易郵便局設置について	一七
	三重県公報の購読(更新、新規)申込について	一七

規 則

◎三重県規則第十四号

昭和学习規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和三十五年三月一日

三重県知事 田 中 覚

附則

この規則は、公布の日から施行する。

◎三重県規則第十五号

三重県立農業経営伝習農場規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和三十五年三月一日

三重県知事 田 中 覚

三重県立農業経営伝習農場規則の一部を改正する規則

三重県立農業経営伝習農場規則(昭和三十二年三重県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「分場八名」を「分場二十名」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎三重県告示第九十三号

地方自治法施行令第七十九条第一項の規定により、三重郡川越村の区域内の字の区域を、土地改良事業の施行に伴い、昭和三十五年三月一日から次のとおり変更する。

昭和三十五年三月一日

大字名	字名	地番	地目	面積	備考
南福崎	割	三三三の一〇	道敷	長一五・一間	
		七七〇の四の内	道路	幅二・〇間	
		八八一の一の内	田	反一〇〇	
		八八一の二	道敷	六一四	
		八八二の内	田	全地積一反四二二	
		八八二の一	溝	八〇六	
		八八三の内	田	全地積一反五一一	
		八八四の内	田	四二二	
		九〇一の内	道路	幅一・一五	
		九〇一の一の内	道路	幅一・二二	
南福崎	割	九〇一の三の内	道路	幅六・〇間	
		九〇三の内	田	幅六・〇間	
		九〇六の内	田	幅六・〇間	
		九〇七の内	田	幅六・〇間	
		九〇八の内	田	幅六・〇間	
		九〇九の内	田	幅六・〇間	
		九一〇の内	田	幅六・〇間	
		九一一の内	田	幅六・〇間	
		九一二の内	田	幅六・〇間	
		九一三の内	田	幅六・〇間	

地番	地目	面積	備考
九一七の内	田	幅一・〇一	四一八
九一八の内	田	幅一・〇四	四一一
九一九の内	田	幅一・〇七	四〇一
九二〇の内	田	幅一・〇八	三〇一
九二〇の一の内	溝	幅一・五〇	幅一・五〇・一間
九二〇の二の内	道路	幅一・五三	幅一・五三・五間
九二〇の三	溝	幅一・〇一	
九二一の二の内	田	幅一・三〇	幅一・三〇・三間
九二一の三の内	道路	幅一・〇二	幅一・〇二・二間
九五八の四の内	溝	幅一・〇一	幅一・〇一・七間
西国	田	幅一・〇五	幅一・〇五・七間
		一、二九四の内	全地積 反四〇七
		一、二九四の一	溝
		一、二九五の内	田
		一、二九六の内	田
		一、二九七の内	田
		一、二九八の内	田
		一、二九九の内	田
		一、三〇〇の内	田
		一、三〇一の内	田
右の区域を大字北福崎字宮西に編入する。	田	幅一・〇四	幅一・〇四・四間
		一、三〇二の内	溝
		一、三〇三の内	田
		一、三〇四の内	田
		一、三〇五の内	田
		一、三〇六の内	田
		一、三〇七の内	田
		一、三〇八の内	田
		一、三〇九の内	田
		一、三一一の内	田
右の区域を大字北福崎字上立割に編入する。	田	幅一・〇四	幅一・〇四・四間
		一、三一二の内	溝
		一、三一三の内	田
		一、三一四の内	田
		一、三一五の内	田
		一、三一六の内	田
		一、三一七の内	田
		一、三一八の内	田
		一、三一九の内	田
		一、三二〇の内	田
北福崎	道下	幅一・〇四	幅一・〇四・四間
		一、三二一の内	溝
		一、三二二の内	田
		一、三二三の内	田
		一、三二四の内	田
		一、三二五の内	田
		一、三二六の内	田
		一、三二七の内	田
		一、三二八の内	田
		一、三二九の内	田

園芸分場 昭和三十五年三月二十二日(火曜日)
午前九時から午後三時まで

(㊦) 場所

本 場 三重県一志郡嬉野町須賀
三重県立農業経営伝習農場
園芸分場 三重県上野市荒木
三重県立農業経営伝習農場園芸分場

五 選考科目

筆記試験(一般社会常識、作文、国語、数学、理科)、口頭試問、人物考査及び体格検査

六 入場手続

入場願書、履歴書、推薦書(用紙は同場に準備してあるから、返信封同封の上請求されたい。)、戸籍抄本、最終学校の成績証明書、保健所の身体検査書及び六箇月以内に撮影した本人の写真(前向、無帽半身、名刺型)を提出期限までに三重県立農業経営伝習農場長(本場へ入場希望の者)又は三重県立農業経営伝習農場園芸分場長(園芸分場へ入場希望の者)あてに差出すこと。

七 その他詳細は、三重県立農業経営伝習農場又は三重県立農業経営伝習農場園芸分場に返信封を添えて照会されたい。

◎三重県告示第九十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条

の規定により、豚コレラ予防注射を次のとおり実施する。

昭和三十五年三月一日

三重県知事 田 中 覚

一 実施の目的
豚コレラ発生予防のため

二 実施する区域

四日市市、三重郡、鈴鹿市、一志郡、多気郡、伊勢市、度会郡、志摩郡、津市及び安芸郡

三 実施の対象となる家畜
豚

四 注射の方法

皮下注射(クリスタルバイオレット不活化予防液)

五 実施期日及び区域

次のとおり

三重家畜保健衛生所管内

実施月日 実施時間 実施区域

三月 五日 九時から十六時まで 四日市市日永一円

河原田一円 実施場所
豚の各飼育場所

四郷一円 小山田一円

水沢一円

七日 河原田一円

三月 五日 九時から十六時まで 四日市市日永一円

三月 五日 九時から十六時まで 鈴鹿市井田川一円 豚の各飼育場所

三月 五日 九時から十六時まで

石薬師一円

河曲一円

椿一円

栄一円

久間田一円

深伊沢一円

国府一円

玉垣一円

庄野一円

白子一円

牧田一円

箕田一円

天名一円

合川一円

若松一円

加佐登一円

神戸一円

一の宮一円

飯野一円

鈴鹿市家畜保健衛生所管内

川越村一円

三重郡朝日町一円

大矢知一円

八郷一円

下野一円

三重一円

常盤一円

海蔵一円

羽津一円

富田一円

県一円

四日市市保々一円

菰野町鶴川原一円

菰野町竹永一円

三重郡菰野町朝上一円

四日市市川島一円

三重郡菰野町朝上一円

神前一円

四日市市桜一円

三重郡菰野町菰野一円

楢町一円

八日

九日

十日

十一日

十二日

十三日

十四日

十五日

十六日

十七日

十八日

十九日

二十日

二十一日

二十二日

二十三日

二十四日

二十五日

三月五日	九時から十六時まで	一志郡嬉野町中川一円	豚の各飼育場所
七日		嬉野町中原一円	
七日		嬉野町豊地一円	
七日		嬉野町中郷一円	
八日		嬉野町豊田一円	
九日		一志町大井及び波瀬一円	
九日		一志町高岡一円	
十日		一志町川合一円	
十日		一志町、香良洲町一円	
十一日		白山町川口一円	
十二日		白山町家城一円	
十四日		白山町倭一円	
十五日		白山町八ツ山一円	
十五日		美杉村竹原一円	
十五日		美杉村八知一円	
十六日		三雲村米之庄一円	
三月七日	九時から十六時まで	多気家畜保健衛生所管内	豚の各飼育場所
三月七日		多気郡明和町大淀一円	
八日		明和町上御糸一円	
八日		明和町下御糸一円	
九日		明和町斎宮一円	
九日		明和町明星一円	
十日		多気町相可一円	
十日		多気町佐奈一円	
十一日		多気町西外城田一円	
十一日		勢和村丹生一円	
十二日		勢和村五ヶ谷一円	
十四日		大台町川添一円	
三月十七日		三雲村天白一円	
三月十八日		三雲村鶴一円	
三月十九日		三雲村小野江一円	
三月十九日		久居町桃園一円	
三月十九日		久居町戸木一円	
三月十九日		久居町榊原一円	
三月十九日		久居町稲葉一円	
三月十九日		久居町七栗一円	
三月十九日		久居町旧久居一円	

三月十五日		度会家畜保健衛生所管内	豚の各飼育場所
三月十五日		大台町三瀬谷一円	
三月十五日		宮川村一円	
三月十七日	九時から十六時まで	度会郡大宮町一円	豚の各飼育場所
三月八日		御蔭村一円	
三月八日		紀勢町一円	
三月八日		度会村一円	
三月九日		大内山一円	
三月九日		南島町一円	
三月十日		二見町一円	
三月十日		南勢町一円	
三月十一日		小俣町	
三月十四日		玉城町	
三月十五日		玉城町一円	
三月十六日		伊勢市旧市内及び豊浜一円	
三月十七日		伊勢市旧市内及び豊浜一円	
三月二十一日		伊勢市旧市内及び豊浜一円	
三月二十二日		伊勢市旧市内及び豊浜一円	
三月二十三日		浜郷一円	
三月二十四日		神社一円	
三月二十五日		城田及び四郷一円	
三月二十六日		宮本一円	
三月二十八日		北浜一円	
三月七日		志摩家畜保健衛生所管内	豚の各飼育場所
三月七日		志摩郡志摩町片田地区一円	
三月八日		大王町船越地区一円	
三月八日		大王町波切地区一円	
三月九日		志摩町布施田地区一円	
三月九日		大王町名田及び畔名地区一円	
三月九日		志摩町和具地区一円	
三月十日		磯部町一円	
三月十日		志摩町越賀地区一円	
三月七日	九時から十五時まで	中央家畜保健衛生所管内	豚の各飼育場所
三月七日		津市栗真及び一身田一円	

- 四 真珠養殖作業場
- 四 工事着手及びしゅん工年月日
- 着 手 昭和三十三年三月一日
- しゅん工 昭和三十三年九月十五日
- 五 埋立免許の年月日
- 昭和三十三年二月二十日
- 六 埋立しゅん工認可年月日
- 昭和三十五年一月十八日

選 管 告 示

◎選管告示第一号

地方自治法第七十四条第一項および第七十五条第一項ならびに第七十六条第一項、第八十一条第一項および第八十六条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数ならびに三分の一の数は、次のとおりである。

- 昭和三十五年三月一日
- 三重県選挙管理委員会委員長 吉住慶之助
- 五十分の一の数 一八、〇九七人
- 三分の一の数 三〇一、六〇四人

◎選管告示第二号

地方自治法第八十条第一項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

- 昭和三十五年三月一日
- 三重県選挙管理委員会委員長 吉住慶之助
- 選挙区 三分の一の数
- 津市 二二、二五一人
- 四日市市 三七、三二四人
- 伊勢市 二〇、〇三六人
- 松阪市 二〇、四一七人
- 桑名市 一三、三一二人
- 上野市 一三、二四二人
- 鈴鹿市 一七、七五六人
- 名張市 六、四八八人
- 尾鷲市 六、七八〇人
- 亀山市 六、五一五人
- 鳥羽市 五、八四八人
- 熊野市 六、〇八二人
- 桑名郡 四、四二七人
- 員弁郡 一〇、〇八九人
- 三重郡 八、七四三人
- 鈴鹿郡 三、〇七一人

- 安芸郡 八、二五四人
- 一志郡 二〇、九八七人
- 飯南郡 四、三五七人
- 多気郡 一〇、七六〇人
- 度会郡 一九、〇五一人
- 阿山郡名賀郡 八、八一〇人
- 志摩郡 一三、八九五人
- 北牟婁郡 六、二一六人
- 南牟婁郡 六、九〇一人

◎選管告示第三号

漁業法第九十九条第一項の規定による各海区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

- 昭和三十五年三月一日
- 三重県選挙管理委員会委員長 吉住慶之助
- 海区名 三分の一の数
- 伊勢湾西部海区 五、七〇八人
- 志摩度会海区 一一、九八六八
- 熊野灘北部海区 四、八三五八

公 告

◎次の土地改良区から理事及び監事就任並びに退任の届出があら。つたから、土地改良法第十八条第十一項の規定により公告する。

- 昭和三十五年三月一日
- 三重県知事 田 中 覚
- 一 比士古郡土地改良区(上野市古郡)
- 就任理事 上野市古郡三七八 友田 重次
- 上野市比士五八三 小川 政清
- 上野市比士一、五七〇 木下 孝行
- 上野市比士一、五一五 中島 克己
- 上野市比士二、七六五 藤原 禮一
- 上野市比士二、七七二の二 吉岡 敏彰
- 上野市古郡七一〇 中川 敏彰
- 上野市古郡六九八 岸本 義信
- 上野市古郡三九一 福炭 広男
- 上野市古郡四八四 松岡 竹郎
- 上野市古郡三七四 銀 赴
- 上野市古郡三九四 中筋 昇
- 上野市古郡四五七 三木 義晴
- 上野市比士五四八 中北 雅三
- 上野市比士二、八二四 広岡 亮一
- 上野市比士一、五九〇 松岡 雅夫

二 石樽南外二大字土地改良区(員弁郡石加村)
 就任理事 員弁郡石加村大字石樽南一、八〇八 石岡 巖
 " 員弁郡石加村大字石樽南一、四七〇の一 岩花 茂生
 " 員弁郡石加村大字石樽南一、三五八の一 伊藤 善進
 " 員弁郡石加村大字石樽南八九九 岡 善太郎
 " 員弁郡石加村大字石樽南一、〇三六 伊藤 稲作
 " 員弁郡石加村大字石樽東五八の一 伊藤 嘉良
 " 員弁郡石加村大字石樽東一、〇五〇 森 四郎
 " 員弁郡石加村大字石樽東一、〇八四 小林 又一
 " 員弁郡石加村大字石樽北八七六 寺本多十郎
 " 員弁郡石加村大字石樽北二七七の一 岡 正敏
 就任監事 員弁郡石加村大字石樽南一、四八〇 岩花勝太郎
 " 員弁郡石加村大字石樽南一、〇六五 梅沢竹治郎
 " 員弁郡石加村大字石樽東九六九 森 茂生

" 員弁郡石加村大字石樽東一、二九八 位田忠太郎
 " 員弁郡石加村大字石樽北四二〇の一 川内寅次郎
 " 員弁郡石加村大字石樽北八九五の一 伊藤 敏夫
 退任理事 員弁郡石加村大字石樽南一、五四〇 伊藤 誓三
 " 員弁郡石加村大字石樽南一、〇三六 伊藤 文栄
 " 員弁郡石加村大字石樽南一、八一〇 石岡兵左衛門
 " 員弁郡石加村大字石樽南九七〇 梅山佐五郎
 " 員弁郡石加村大字石樽南九五三の二 岡 弥藏
 " 員弁郡石加村大字石樽東一、〇八六 小林 重範
 " 員弁郡石加村大字石樽東一、〇八九 小寺 義一
 " 員弁郡石加村大字石樽東五〇 人見 秀松
 " 員弁郡石加村大字石樽北四二五 川内 信一
 " 員弁郡石加村大字石樽北九八五 寺本 又祐

退任監事 員弁郡石加村大字石樽南九八九 水谷 文一
 " 員弁郡石加村大字石樽南一、五三三 伊藤 正信
 " 員弁郡石加村大字石樽東三四三 伊藤 正止
 " 員弁郡石加村大字石樽東二、三七四 人見銀太郎
 " 員弁郡石加村大字石樽北三四〇 伊藤 留吉
 " 員弁郡石加村大字石樽北四一七 川内 尉
 三 立梅用水土地改良区(多気郡勢和村)
 退任理事 多気郡勢和村大字片野一、二三八番地 三井鹿之助

お知らせ

◎簡易郵便局設置について
 名古屋郵政局から簡易郵便局法に基づき、次のとおり簡易郵便局を新設する旨通知がありました。

局 名 下真手
 位 置 三重県多気郡宮川村大字下真手五三一番地の一
 施行年月日 昭和三十五年三月一日

◎三重県公報の購読(更新、新規)申込について
 昭和三十五年三月三十一日で、昭和三十四年度の三重県公報購読期間が満了となりますので、昭和三十五年(昭和三十五年四月一日から)も引続き購読を希望される方又は新規に購読を希望される方は、次によりお申込み下さい。

- 記
- 一 申込先 津市栄町一丁目 津局六六一二二番 三重県総務部庶務課 電話(代表)六六一三三番
 - 二 購読料(郵送料を含む。)
 - 一年分 一部につき 二、五〇〇円
 - 六箇月分 一、二五〇円
 - 一箇月分 二一〇円
 - 三 申込要領 別紙(裏面)申込書に購読料を添えてお申込み下さい。(郵便為替又は現金書留でも結構です。)

三重県公報購読申込書

申込人

(電話 局

番)



次のとおり購読したいので購読料を添えて申込みます。

期間	昭和	年	月から	間	部
	昭和	年	月まで		

購読料金

円也

昭和三十五年 月 日

三重県知事

殿

備考 配布先が申込人と異るときは、その配布先を明示して下さい。

購読料は一年二、五〇〇円、半年一、二五〇円、一月二二〇円で郵送料を含む。

購読料 一月二二〇円 六ヶ月一、二五〇円 一年二、五〇〇円